○著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)

(傍線の部分は改正部分)

(教科用拡大図書等の作成のための複製)

生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文第三十三条の二。教科用図書に掲載された著作物は、弱視の児童又は、

字、図形等を拡大して複製することができる。

2 前項の規定により文字、図形等を拡大して複製する教科用の図書 準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者 を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者 にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図 書を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書」という。)

。 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する

に支払わなければならない。

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されてい第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されてい

(新設)

(学校その他の教育機関における複製)

・。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<

2 この限りでない。 自動公衆送信の場合にあつては、 当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し 程において、 ができる。 以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信 作品若しくは複製物を提供し 態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、 公表された著作物については、 若しくは口述して利用する場合には、 ただし、 当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原 当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信 若しくは提示して利用する場合又は 送信可能化を含む。 前項の教育機関における授業の過 当該授業が行われる場所 演奏し を行うこと 上映

(試験問題としての複製等)

第三十六条 技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において 有線放送を除き 当該試験又は検定の問題として複製し、 種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益 次項において同じ。 公表された著作物については、入学試験その他人の学識 自 動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む を行うことができる。 又は公衆送信 ただし、 当該著作物 (放送又は

を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 V : 用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならな 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、 通常の使

(試験問題としての複製

第三十六条 する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、 験又は検定の問題として複製することができる。 公表された著作物は、 入学試験その他人の学識技能に関 当該試

2 相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。 営利を目的として前項の複製を行なう者は、通常の使用料の額に

(翻訳、 翻案等による利用

翻案等による利用

する場合を含む。)、第三十四条第一項又は第三十五条 翻訳、一 第三十条第一項、第三十三条第一項(同条第四項において準用

二·三 (略)

編曲、

変形又は翻案

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡

第四十七条の三 第一号、 物は、 三十一条第一号、 四十二条の二の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物 衆に提供することができる。 物を含む。以下この条において同じ。)を除く。 第四十六条又は第四十七条の規定により複製することができる著作 第三十七条第一項若しくは第二項、 条の二第 おいて複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製 定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物 一項若しくは第二項、 項、 (同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第 これらの規定の適用を受けて作成された複製物(第三十一条 第三十四条第一 第三十五条第一 一項 第三十一条第一号、第三十二条、 第三十五条第一項又は第四十二条の規定に係る場 二十五条第一項、 第四十一条、第四十二条、 項、 項 第三十五条第一項、 ただし、 第三十六条第一項又は第四十二条の規 第三十九条第 第四十一条、 第三十 一条第 第三十六条第一項、 第四十二条の二、 第三十三条第一項 第四十二条又は第 (映画の著作物に 項、 の譲渡により公 号、 第四十条第 第三十三 (第

号に掲げる規定に従つて利用することができる。きる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各第四十三条、次の各号に掲げる規定により著作物を利用することがで

曲、変形又は翻案第三十条第一項又は第三十三条から第三十五条まで、翻訳、編

二·三 (略)

第四十七条の三 第三十一条第一号、 ては、 項、 第三十一条第一号、 物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつて 条、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条又は第四十七条の規 は、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。 条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、 定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受 十一条第一号、 十二条の二の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物 けて作成された複製物 を除く。 (同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項 (複製権の制限により作成された複製物の譲渡) 第三十五条、 第三十九条第一項、 映画の著作物の複製物を除く。)を、 の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、 第三十五条又は第四十二条の規定に係る場合にあつ 第三十六条第一項、 第三十五条、 (第三十一条第一号、 第四十条第一項若しくは第二項、 第四十一条、 第三十七条第一項若しくは第二 第三十二条、第三十三条第 第三十五条、 第三十 第四十二条又は第四 一条第 映画の著作 第四十 第三十六 (第三 項

四十二条又は第四十二条の二に定める目的以外の目的のために公衆 に譲渡する場合は、 合にあつては、 号、第三十三条の二第一項、 映画の著作物の複製物を除く。)を、 この限りでない。 第三十五条第一項、 第四十一条、第 第三十一条第

(出所の明示)

第四十八条 及び程度により、 の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物 明示しなければならない。

製する場合 くは第三項、 場合を含む。) 第三十二条、 第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複 第三十三条第一項(同条第四項において準用する 第三十三条の二第一項、第三十七条第一項若し

二·三 (略)

2 • 3 略

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、 第二十一条の複製を行つたものとみな

物の複製物を頒布し、 外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作 条の二まで又は第四十四条第一項若しくは第二項に定める目的以 第三十五条第 第三十条第一項、 項 第三十一条第一号、 第三十七条第三項、 又は当該複製物によつて当該著作物を公衆 第三十三条の二第一項 第四十一条から第四十二

> 的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。 三十五条、 第四十一条、第四十二条又は第四十二条の二に定める目

(出所の明示)

第四十八条 の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物

及び程度により、 明示しなければならない。

場合を含む。)、第三十七条第一項若しくは第三項、 又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合 第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する 第四十二条

(略)

2 • 3 略

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、 第二十一条の複製を行つたものとみな

定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該 項若しくは第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規 第三項、 複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者 第三十条第一項、第三十一条第一号、 第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十四条第一 第三十五条、第三十七条

に提示した者

(略)

2

(略)

(映画の著作物の保護期間)

第五十四条 の創作後七十年) その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年 を経過するまでの間、 存続する。 そ

2 • (略

(保護期間の計算方法)

第五十七条 死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ 項又は第五十四条第一項の場合において、著作者の死後五十年、 年若しくは創作後七十年の期間の終期を計算するときは、著作者が 作物の公表後五十年若しくは創作後五十年又は著作物の公表後七十 第五十一条第二項、 第五十二条第一項、 第五十三条第一 著

(文化審議会への諮問)

属する年の翌年から起算する。

第七十一条 は、 準用する場合を含む。)、 第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合に 文化審議会に諮問しなければならない。 文化庁長官は、第三十三条第二項 第三十三条の二第 項、 (同条第四項において 第六十七条第一

> 略

(略)

2

()第五十四条 、映画の著作物の保護期間 映画の著作物の著作権は、 その著作物の公表後五十年

その著作物がその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、 の創作後五十年)を経過するまでの間、 存続する。

そ

2 • (略

、保護期間の計算方法

第五十七条 著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年の期間の終期を計算す 項又は第五十四条第一項の場合において、 第五十一条第二項、 第五十二条第一項、 著作者の死後五十年又は 第五十三条第一

された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。 るときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作

(文化審議会への諮問

第七十一条 準用する場合を含む。)、第六十七条第一項、 なければならない。 は第六十九条の補償金の額を定める場合には、 文化庁長官は、 第三十三条第二項 (同条第四項において 文化審議会に諮問し 第六十八条第 項又

(補償金の供託)

支払に代えてその補償金を供託しなければならない。条の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の含む。)、第三十三条の二第二項、第六十八条第一項又は第六十九第七十四条 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を

- できない場合 著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することが
- 二 その者が過失がなくて著作権者を確知することができない場合

その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提

四 当該著作権を目的とする質権が設定されている場合(当該質権起した場合

2~4 (略)

を有する者の承諾を得た場合を除く。

(出版権の制限)

第八十六条 第一項 中 の二第 四十七条の規定は、 第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十六条並びに第 て準用する。この場合において、 項、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項及び 「著作権者」とあるのは、 項、 (同条第四項において準用する場合を含む。)、 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十三条 第三十四条第一項、第三十五条第一項、 出版権の目的となつている著作物の複製につい 「出版権者」と読み替えるものとする 第三十五条第一項及び第四十二条 第三十六条第 第三十三条

0

(補償金の供託)

を供託しなければならない。

さむ。)、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金を支払うべき第七十四条 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を

できない場合 著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することが

起した場合 - その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提二 その者が過失がなくて著作権者を確知することができない場合

を有する者の承諾を得た場合を除く。) 四 当該著作権を目的とする質権が設定されている場合(当該質権

2~4 (略)

(出版権の制限)

第八十六条 第一項 者」と読み替えるものとする。 的となつている著作物の複製について準用する。この場合において 二条の二まで、第四十六条並びに第四十七条の規定は、 第一項、 十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十 第三十五条及び第四十二条中 (同条第四項において準用する場合を含む。) 、第三十四条 第三十五条、 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十三条 第三十六条第一項、 「著作権者」とあるのは、 第三十七条第一項、 出版権の目 「出版権 第三

(著作隣接権の制限)

|第百二条 1~3 (略)

二 (略

くは影像を公衆に提示した者

(損害の額の推定等)

第百十四条 著作権者、出版権者又は著作隣接権者(以下この項にお)

、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己がいて「著作権者等」という。)が故意又は過失により自己の著作権

提示した者は、第八十条第一項の複製を行つたものとみなす。物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作十五条、第四十一条、第四十二条又は第四十二条の二に定める目的前項において準用する第三十条第一項、第三十一条第一号、第三

(著作隣接権の制限)

第百二条 1~3 (略)

二 (略)

(損害の額の推定等)

第百十四条 (新設)

製物 数量に応じた額を控除するものとする。 該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度 害の行為がなければ販売することができた物 この項において「譲渡等数量」という。 受けた損害の賠償を請求する場合において、 することができないとする事情があるときは、 よつて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複 を行つたときは、 為によつて作成された物を譲渡し、 において、 公衆送信 の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、 譲渡等数量の全部又は (以下この項において「受信複製物」という。) の数量 (自動公衆送信の場合にあつては) 著作権者等が受けた損害の額とすることができる。 その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆に 部に相当する数量を著作権者等が販売 又はその侵害の行為を組成する しに、 その者がその侵害の行 送信可能化を含む。 (受信複製物を含む。 当該事情に相当する 著作権者等がその侵 著作権者等の当 -(以下 ただ

2 (略)

3

(略)

4 に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、 妨げない。この場合において、著作権又は著作隣接権を侵害した者 前項の規定は、 同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を

(具体的態様の明示義務)

額を定めるについて、これを参酌することができる。

第百十四条の二 著作隣接権の侵害に係る訴訟において 著作者人格権、 著作権 出版権、 著作者 著作権者 実演家人格権又は 出版権

2 1

(略) (略)

3 に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、 妨げない。この場合において、 額を定めるについて、これを参酌することができる。 前項の規定は、 同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を 著作権又は著作隣接権を侵害した者 損害の賠償

損害の賠償の

(新設)

者、 ない相当の理由があるときは、この限りでない。 ければならない。 認するときは、 の行為によつて作成されたものとして主張する物の具体的態様を否 実演家又は著作隣接権者が侵害の行為を組成したもの又は侵害 相手方は、 ただし、 自己の行為の具体的態様を明らかにしな 相手方において明らかにすることができ

(書類の提出等)

第百十四条の三 (略)

(鑑定人に対する当事者の説明義務)

第百十四条の四

(略)

(相当な損害額の認定)

第百十四条の五

(略)

(書類の提出等)

第百十四条の二 (略)

(鑑定人に対する当事者の説明義務)

第百十四条の三 (略)

(相当な損害額の認定)

第百十四条の四 (略)